

この度の東北地方太平洋沖地震で被害を受けた事業者の皆様へ

青森県及び日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）では被災事業者向けにそれぞれ下記の融資制度を設けています。

◆青森県の制度◆

青森県では県内中小企業者の経営安定化等を図るため特別保証融資制度「経営安定化サポート資金」を取り扱っています。

今回同資金に「平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業災害復旧枠」が設けられました。

これは今回の地震と地震による津波・火災により事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障が生じている方を支援するためのものです。

【概要】	融資限度額	1億円
	融資期間	10年以内
	融資利率	年0.8%

その他融資対象となる条件等の詳細は県のホームページ

（<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/23tohokudaishinsai.html>）をご覧くださいか
青森県商工労働部商工政策課 商工金融グループ（電話：017-734-9368）までお問合せください。

◆日本政策金融公庫の制度◆

日本政策金融公庫ではこの度の災害で被害を受けた中小・小規模企業を対象に「災害復旧貸付」を行っております。

また、直接被害のみならず間接被害でも、特に著しい被害を受けた場合は「災害復旧貸付」において利率の引き下げを受けることができる場合があります。

【概要】	融資限度額	3千万円
	融資期間	10年以内

また、同じく被害を受けた農林漁業者の皆様にも「農林漁業セーフティネット資金」を扱っています。

【概要】	融資限度額	300万円
	融資期間	10年以内

その他融資対象となる条件等の詳細については株式会社日本政策金融公庫ホームページ

（<http://www.jfc.go.jp/>）をご覧くださいか、お近くの日本政策金融公庫窓口へお問合せください。

設備投資をお考えの企業の皆様へ

財団法人21あおり産業総合支援センターでは県内中小企業者の設備投資支援を図るため

「小規模企業者等設備導入資金助成制度」を取り扱っています。

今回同制度に「雇用創出フロンティア枠」が設けられ、リース料率及び割賦損料率が引き下げられました。

これは県内の設備投資の促進と雇用創出の拡大を図るためのものです。

【概要】	貸与限度額	4,000万円
	償還期間	7年以内
	対象企業	常時雇用する従業員を新たに2人以上雇用する者

その他助成対象となる条件等の詳細は財団法人21あおり産業総合支援センター 設備投資課
（電話：017-775-3234）までお問合せください。